

地方消費税交付金（社会保障財源分）の使途

消費税率の引き上げに伴う増収分は、その全額をすべての世代を対象とする社会保障の財源に充当することとなっています。元年10月から消費税率が10%に引き上げられましたが、その一部は幼児教育・保育の無償化の財源としても充てられることとなりました。地方消費税交付金のうち、社会保障財源分の5年度決算額は、43.7億でした。

地方消費税交付金の決算額

単位：千円

| | 地方消費税交付金計 | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 従前分 | 社会保障財源分 |
| 令和4年度決算額 | 8,666,913 | 4,273,955 | 4,392,958 |
| 令和5年度決算額 | 8,524,535 | 4,159,428 | 4,365,107 |

社会保障財源分（税率引き上げ分）の地方消費税交付金は、福祉費・衛生費・特別会計繰出金の人件費と投資的経費を除いた事業費一般財源相当額の財源として活用しています。税率引き上げ前の25年度と5年度の決算額を比較したものが下の図表です。

社会保障費の伸び（人件費・投資的経費を除く） ※普通会計 単位：千円

| | 平成25年度決算 | | 令和5年度決算 | | 社会保障費の伸び | |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 |
| 福祉費 | 22,100,924 | 6,339,710 | 28,565,722 | 12,910,479 | 6,464,798 | 6,570,769 |
| 衛生費 | 2,335,631 | 1,583,778 | 4,738,066 | 2,298,779 | 2,402,435 | 715,001 |
| 子ども家庭費 | 8,355,961 | 4,381,340 | 23,617,296 | 11,296,251 | 15,261,335 | 6,914,911 |
| 特別会計繰出金 | 10,537,409 | 9,592,457 | 10,815,187 | 8,827,470 | 277,778 | △ 764,987 |
| 社会保障費合計 | 43,329,925 | 21,897,284 | 67,736,271 | 35,332,979 | 24,406,346 | 13,435,694 |

消費税引き上げに伴う増収分以上に、社会保障費の区の負担は増えています。

社会保障費の伸び134.4億円 > 消費税交付金社会保障財源分43.7億円

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償になりました。この幼児教育・保育の無償化の財源については、国は「消費税10%への引き上げによる財源を活用する」としています。